

# 岡山市立桑田中学校『いじめ防止基本方針』

H26 年度制定

## I 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

## II いじめの基本認識

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと。
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと。
- ・関係者全員が一体となって組織的に取り組むこと。

## III 学校におけるいじめ防止対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。
  - [構成員] 校長、副校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、学年生徒指導担当、SC、子ども相談主事、いじめ専門相談員
  - [活動内容] アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。いじめ事案に対する対応に関すること。
  - [開催] 年1回実施し、いじめ事案発生時は緊急開催する。

## IV いじめの未然防止

### ○人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、生徒に理解させる。
- ・生徒が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

### ○道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・生徒の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施し、いじめの問題について考え、議論する場を設ける。
- ・生徒の心が動かされる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

- ・周りの生徒に対して、傍観者にならず仲裁者になりいじめの抑止ができるように理解させる。

#### ○体験学習の充実

- ・生徒が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。

- ・ボランティア体験、職場体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

#### ○コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を取り入れる。

- ・生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くためのプログラムを教育活動に取り入れる。

#### ○インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、携帯電話教室等を行う。

#### ○保護者や地域の方への働きかけ

- ・授業参観日や保護者（個別を含む）懇談会、自由参観日等の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。

- ・PTAの各種会議等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

- ・インターネットによるいじめについて保護者に啓発し、家庭での目配りを依頼する。

#### ○配慮が必要な生徒について

- ・発達障がいを含む障がいのある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒、東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒に対し必要な支援を行うとともに、周囲の生徒に対し理解と協力を求める。

## V いじめの早期発見について

#### ○日々の観察

- ・教職員が生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。

- ・普段の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配り、「生徒がいるところには教職員もいる」ことを目指す。

#### ○観察の視点

- ・生徒の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。

- ・担任を中心に、教職員は生徒が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。

- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

#### ○生活ノートを活用

- ・生活ノートを活用することによって、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。

- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

#### ○教育相談の実施

- ・教職員と生徒の信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・少なくとも学期に1回はアンケートを実施し、教育相談を行う。さらに、必要に応じて個別に対応する場を設定する。

#### ○いじめ実態調査アンケート

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、実態に応じて随時実施する。
- ・記名、無記名については、生徒の実情に応じた方法を検討する。
- ・アンケート実施後、学年団を中心に共通理解し教育相談などを活用して個別に対応する。

## VI いじめに対する措置

### ○正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの生徒から、個々に聴き取り（いつ・どこで・誰が・何を・どのように）、記録する。
- ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

### ○指導体制、方針決定

- ・教職員全員（個人で判断せず組織的対応）で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

### ○生徒への指導・支援

- ・いじめられた生徒の保護、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた生徒に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせ、「いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得る」など法律上の扱いを伝える。

### ○保護者との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・インターネットによるいじめの発見などについて、学校との指導連携について協力を求める。
- ・個別懇談、学級懇談会、人権教育懇談会などを通じて、保護者との連携を深める。

### ○以後の対応

- ・いじめの解消に向けて、継続的に生徒・保護者に指導・支援を行う。  
 ※いじめの解消とは「いじめに対する行為が止んでいる・心身の苦痛を感じていない」期間が少なくとも3か月を目安とする。ただし、さらに長期の期間が必要なときには、実態に合わせて期間を設定する。
- ・スクールカウンセラー等を活用し、生徒の心のケアを図る。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級運営を心がける。

### ○校内研修の実施

- ・生徒理解に関する研修、指導援助に関する研修を実施する。

- ・各分掌の役割を確認し、日常的な取組を実施する。

## VII 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

H28 年度一部改訂

H29 年度一部改訂